

第5章 総合的な施策の展開

基本目標1 ゆとりをもった楽しい子育て

推進施策1－1 子育てに関する相談・情報提供体制の充実

①妊婦・新生児・乳幼児・フォローアップ児訪問事業 <保健センター>

[訪問対象]

妊婦：若年、外国人の妊婦、未婚の妊婦、妊婦一般健康診査受診票から把握した生活習慣病予防のために必要な妊婦等

新生児：全児に訪問（新生児で訪問できなければ、乳児訪問）

乳幼児：健診未受診の子ども、および健診でフォローの必要となった親子（必要に応じ）

[事業内容]

保健師、管理栄養士などが訪問し、子育てや気がかりなことについて、相談に応じています。また、必要に応じ、専門機関を紹介したり、子育ての情報を提供したりしています。

各対象者へ訪問により話を聞いたり、子育てに関する気がかりや心配事の相談に応じたりすることで、子育ての不安等を緩和、また、安心して妊娠・出産期を過ごすことができるよう努めるとともに、子どもの健やかな育ちを支援します。

	訪問件数 ※()内は延べ件数				
	妊婦	新生児・乳児	幼児	心身障害児	その他
H22 年度	1(1) 件	52(61) 件	8(15) 件	0 件	9(15) 件
H23 年度	2(2) 件	50(52) 件	0(0) 件	1(1) 件	0 件
H24 年度	1(1) 件	39(39) 件	3(3) 件	0 件	0 件
H25 年度	3(3) 件	38(39) 件	4(4) 件	0 件	2(6) 件

②地域子育て支援拠点事業（センター型）<保育所・福祉課>

地域の子育て支援事業の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた地域支援活動を展開するものです。

[実施場所]

貞光保育所：チビッコわんぱくひろば

半田保育所：おひさまランド

町並み屋内公園：あんりーる

[事業内容]

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流促進：子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や子育て親子間の交流を深める取り組み等の地域支援活動
- ②子育て等に関する相談、援助の実施：子育ての不安や悩みのアドバイス、資料提供
- ③子育て及び子育て支援に関する講習等の実施：子育ての知識、情報収集等保護者のスキルアップ
- ④保健センターとの合同で月1回講師を依頼して育児講座を開催
- ⑤平日、施設開放の受入

	年間延べ利用者数			
	貞光保育所	半田保育所	あんりーる	計
H22 年度	511 人	527 人		1,038
H23 年度	527 人	542 人		1,069
H24 年度	627 人	645 人		1,272
H25 年度	566 人	514 人	2,034 人	3,114

③低体重児の届出及び訪問指導 <保健センター>

低出生体重児等は、発育、栄養、生活指導、疾病予防など養育上重要な事項について、保健師の訪問指導を必要とするため、継続して実施します。

	低体重児届け出件数及び訪問指導件数 ※（ ）内は延べ件数	
	届出件数	訪問件数
H22 年度	2 件	2 件
H23 年度	3 件	3 (4) 件
H24 年度	2 件	2 件
H25 年度	4 件	4 (9) 件

④言葉と聞こえの相談 <保健センター>

子どもの言葉の発達や聞こえに心配のある保護者を対象に年4回、言語聴覚士による相談（予約制）を実施しています。今後も言葉の発達や聞こえについての心配を相談でき、保護者の子育て不安の緩和につながるよう努めます。

	発達相談件数				
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上
H22 年度	0 件	0 件	5 件	6 件	9 件
H23 年度	0 件	0 件	4 件	3 件	12 件
H24 年度	0 件	2 件	7 件	0 件	11 件
H25 年度	0 件	0 件	2 件	1 件	6 件

⑤児童・母子相談 <社会福祉協議会>

心配ごと相談事業の中で、児童・母子に関する相談も受け付けていますが、福祉課、保健センター等において実施している専門相談が充実しているため、今後も引き続き実施し、事業の周知に努めます。

⑥乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）<保健センター>

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭に対し、保健師、児童委員、子育て経験のある者等による家庭訪問を実施し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援の必要な家庭に対しては、適切な助言及びサービス提供に結びつける事業を実施し、母性並びに乳児の健康の保持増進を図り、母子保健の向上に努めます。

	訪問件数
H22 年度	52 人
H23 年度	50 人
H24 年度	39 人
H25 年度	40 人

⑦要保護児童対策地域協議会 <福祉課>

虐待を受けた子どもをはじめとする、保護を要する子どもに関する情報の交換や支援を行いうための協議を行います。また、実務者会議についても円滑に運営していきます。

	実務者会議	ケース 検討会議
H22 年度	3 回	0 回
H23 年度	5 回	1 回
H24 年度	6 回	2 回
H25 年度	6 回	2 回

⑧つるぎ町特別支援連携協議会（こころ・ステーション）<教育委員会>

平成 26 年度から<つるぎ町特別支援連携協議会>と名称を替え、乳幼児から就労支援を含む内容及び事業の充実を図っていきます。また、昨年度作成した「つるぎっこファイル」を活用し、地域を含めた連携のとれる事業をめざしていきます。

	事業実績	
	年間回数	事業内容
H22 年度	3 回	・役員会・中学生対象人権学習
H23 年度	4 回	・役員会・小中学生対象映画鑑賞
H24 年度	3 回	・役員会・研修会(障がいを理解する)
H25 年度	4 回	・役員会・心理学(自分らしく生きる)

⑨各種地域活動団体の情報提供 <福祉課>

子育てサークルや老人クラブなど、町内で活動している地域子育て支援団体が開催するイベントや事業内容等について、総合的な情報収集・情報提供に努めます。

推進施策1－2 子育てサークル等の支援

①つるぎ町子育て支援活動事業 <福祉課>

[こひつじクラブ]

少子化、核家族化、過疎化が進行し、子育てに不安を感じることの多くなった時代にあって、母親同士の交流や情報交換を行い、親子のふれあいの場、子ども同士の遊びの場を提供することにより、つるぎ町民の子育てを支援することを目的としています。

[ぴよぴよクラブ]

主に入園前の幼児とその保護者が集まり、乳児たちには子ども同士で遊ぶ場、保護者たちには子育ての悩みを話し合う場を提供することを目的としています。

[なかよしクラブ]

ボランティアのサークルで、子どもたちとその保護者の方に楽しい時間を過ごす場を提供することを目的としています。

②地域子育て支援ネットワークの活用 <福祉課>

地域で活動している子育て支援団体が互いに助け合い、総合的・効率的な子育て支援ができるよう、子育て支援団体の連携体制の整備を図ります。

推進施策 1－3 乳幼児健診の充実

①乳児健診 <保健センター>

生後 3～4 カ月児・6～7 カ月児・11～12 カ月児の乳児を対象に、集団健診で、問診・身体計測・小児科健診・育児相談・栄養相談・歯科相談を年 6 回実施しています。

健診において、子どもの発育・発達の状況、疾病の有無の確認だけでなく、子育てにおける気がかりや困り事についての相談も多いことから、従事者の資質の向上を図ります。

	受診率
H22 年度	98.5%
H23 年度	87.1%
H24 年度	87.7%
H25 年度	87.8%

②1歳6か月児健診 <保健センター>

1歳6か月～2歳未満の幼児を対象に、集団健診で問診・身体測定・尿検査・言語聴覚検査・歯科健診・小児科健診・育児相談・栄養相談・歯科相談を、保健センターにて年間4回実施しています。発育・発達や疾病の有無を確認するとともに、生活習慣の自立、虫歯予防、栄養に関するアドバイスを行い、子どもの健康増進を図るとともに、保護者の育児支援に努めます。

	受診数	受診率
H22 年度	43 人	93.5%
H23 年度	47 人	94.0%
H24 年度	54 人	94.7%
H25 年度	54 人	96.4%

③2歳児健診 <保健センター>

2歳3か月～2歳7か月の幼児を対象に、集団健診で、問診・身体測定・歯科診察・ミクロアイ検査・歯の染め出し・個別ブラッシング実習を、保健センターにて年間3回実施しています。平成25年度では、1歳6か月児健診の虫歯保有率は、0%でしたが、3歳児健診では、27.5%に増加しています。引き続き、受診率の向上に努めます。

	受診数	受診率
H22 年度	39人	90.7%
H23 年度	54人	88.5%
H24 年度	49人	74.2%
H25 年度	52人	75.4%

④3歳児健診 <保健センター>

満3歳に達した幼児を対象に、集団健診で、問診、身体測定、尿検査、言語聴覚検査、小児科健診、歯科健診、育児相談、栄養相談、歯科相談を保健センターにて年間4回実施しています。

3歳児健診は、高い受診率で推移しています。未受診児については、訪問や電話連絡などで、育児環境や発育状況などを把握するよう努めています。また健診の中で、発達面で気になったり、育児などで不安を抱えている場合は、親子教室や、子育て相談などへの参加を促し、サポートできるよう努めます。

	受診数	受診率
H22 年度	50人	100.0%
H23 年度	40人	97.6%
H24 年度	47人	88.7%
H25 年度	51人	92.7%

⑤股関節脱臼検診 <保健センター>

整形外科医師による股関節脱臼検診を年6回行っています。また、必要により精密機関の紹介や育児指導を行います。

今後も継続して実施し、股関節脱臼の早期発見・早期治療に努めます。

	受診率
H22 年度	98.3%
H23 年度	91.9%
H24 年度	89.6%
H25 年度	91.3%

⑥未受診児へのフォローアップ <保健センター>

乳幼児健診の未受診児を対象に電話・面接・訪問等で、発育・発達状況や子育ての状況を把握するとともに、必要に応じ、相談・情報提供を行っています。

また、発達面について気がかりなことがあれば、すくすく子育て相談や親子教室の場でフォローを続けたり、各専門機関へ紹介するなどの対応を行い、保護者の不安の解消に努めます。

	未受診児へのフォローアップ状況		
	乳児健診	1歳6か月健診	3歳児健診
H22 年度	100.0%	100.0%	100.0%
H23 年度	100.0%	100.0%	100.0%
H24 年度	100.0%	100.0%	100.0%
H25 年度	100.0%	100.0%	100.0%

推進施策1－4 子育て講座の充実

①パパ・ママ学級 <保健センター>

出産を予定しているパパとママを対象に、妊娠中の生活習慣病予防のための食事の話や、お産の進み方の話、マタニティヨガ、沐浴実習、パパの妊娠シミュレーションなどの講話や実習を年間2回、実施しています。また、パパとママがともに参加しやすいよう、土曜日又は日曜日に実施しています。

妊娠中のことだけでなく、実際の子育てにも目を向けた実習を取り入れることで「産後の子育てを両親で協力して行うきっかけづくりになった」との感想が得られています。

妊娠中は、本人・家族の健康的な生活について振り返っていただくよい機会としてとらえ、今後も内容を検討しながら関係機関と連携し、継続していきます。

	参加者数	交付者数
H22 年度	24 人	60 人
H23 年度	23 人	46 人
H24 年度	23 人	41 人
H25 年度	32 人	49 人

②親子教室（ひまわり） <保健センター>

0歳児～就園前の在宅の子どもとその保護者を対象に、午前中に親子で集まり、同年齢の子ども達との集団遊びや絵本の読み聞かせ、楽器を使った遊び、リトミック、ミュージックケア、医師・管理栄養士・看護師等の専門職による子育て講座を実施しています。

親子が気軽に参加でき、その中で、保護者に寄り添い発達に応じた子どもへの接し方等を保護者とともにスタッフも一緒に考えていく場として、関係機関とともに実施内容の向上を目指します。

	参加者数
H22 年度	428 人
H23 年度	486 人
H24 年度	536 人
H25 年度	437 人

③離乳食講習 <保健センター>

股関節脱臼検診後に、乳児をもつ保護者に対して、離乳食のすすめ方についてのお話と離乳食づくりの実演（3～4品）、離乳食についての管理栄養士の個別相談を実施しています。股関節脱臼検診は、ひとりの子どもにつき、1～2か月頃と3～4か月頃の2回実施しているため、離乳食講習も2回受講することができます。

	受診数	受講者数	年間出生数
H22 年度	6 回	21 人	51 人
H23 年度	6 回	35 人	56 人
H24 年度	6 回	30 人	43 人
H25 年度	6 回	25 人	42 人

④食事セミナー事業 <保健センター>

在宅の子ども、保育所・幼稚園・小学校・中学校（乳幼児・児童・生徒）を対象にヘルスマイトと共同して、栄養のお話・調理実習などの講習を開催し、子どもたちが将来にわたって健康な食生活を身につけることができるよう支援していきます。

	親子食育教室		子ども食育教室	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
H23 年度	5 回	295 人	21 回	1,014 人
H24 年度	4 回	234 人	7 回	239 人
H25 年度	4 回	129 人	17 回	487 人

⑤食育フェスタ、食育パネル展 <保健センター>

平成 23 年に策定した「つるぎ町食育推進計画」により、地域・関係団体等が連携協働し開催します。幼少期より「健康的な食生活」への意識と関心を持ち、「食育」を通して生涯にわたって健康の保持増進につなげていきます。

	参加人数
H24 年度	365 人
H25 年度	300 人

推進施策 1－5 経済的支援

①出生祝金 <福祉課>

本町に住所を有し、住民基本台帳法の規定により本町の住民票に記載されている者で、出産日以後引き続き本町の住民票等に記載され、現に居住している者を対象に、出産（死産を除く。）した母親に祝い金を贈ります。

	支給件数
H22 年度	53 件
H23 年度	53 件
H24 年度	41 件
H25 年度	38 件

②児童手当 <福祉課>

家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

	受給件数
H22 年度	489 件
H23 年度	467 件
H24 年度	429 件
H25 年度	409 件

③児童扶養手当 <福祉課>

国内にお住まいで、父母の離婚等で父または母のいない児童や両親のいない児童など父または母と生計をともにしている児童を監護している父または母や養育している祖父母、おじ、おば、きょうだいその他の方に支給されます。

なお、児童扶養手当の支給は、監護・養育されている児童が 18 歳に達した年度末までとなります。ただし、公的年金を受けている方などは、この手当を受給することはできません。

	受給件数
H22 年度	102 件
H23 年度	106 件
H24 年度	104 件
H25 年度	100 件

④特別児童扶養手当 <福祉課>

子どもの健やかな成長に資することを目的として、20 歳未満で、常に介護を必要とする精神や身体に障がいのあるお子さんをご家庭で監護、養育しているお父さんやお母さん、または養育している方に対し、支給されます。

なお、児童が児童福祉施設等に入所しているとき、児童が障がいを原因とする公的年金を受けることができるとき、児童や、父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいないとき、手当の請求される方の前年の所得が一定額以上あるときは、手当を受けることはできません。

	受給者数
H22 年度	14 人
H23 年度	14 人
H24 年度	14 人
H25 年度	11 人

⑤妊婦一般健康診査受診票 <保健センター>

妊娠届出時に、委託医療機関にて受診した場合に公費負担で健診が受けられる妊婦一般健康診査受診票（14枚）を交付しています。

今後も継続して実施し、経済的な負担の軽減を図り、定期的な受診を促進します。

	受診者数	受診率
H22 年度	95 人	100.0%
H23 年度	89 人	100.0%
H24 年度	66 人	100.0%
H25 年度	74 人	100.0%

⑥乳児一般健康診査受診票交付 <保健センター>

原則として生後1か月児と9～10か月児を対象に、医療機関での乳児健診を実施しています。また、受診票については、平成26年度までは出生届の手続きの際に交付していましたが、平成27年度からは保健センターで交付します。

今後も継続して実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、子育ての気がかりについての相談に応じるなど、子どもの健やかな成長を支援します。

	受診者数	受診率
H22 年度	71 人	80.6%
H23 年度	81 人	76.9%
H24 年度	82 人	74.0%
H25 年度	57 人	63.5%

⑦妊婦健康診査費助成事業 <保健センター>

県外で妊娠・出産（里帰り出産）される妊婦に対し、経済的な負担軽減を図るため、申請により健康診査の費用を公費で受けることができます。

	受診数
H22 年度	4 件
H23 年度	2 件
H24 年度	5 件
H25 年度	2 件

⑧乳児・1歳6か月児・3歳児健診後の精密検査受診票交付 <保健センター>

乳児・1歳6か月児・3歳児健診の結果、精密検査が必要となった乳幼児を対象に、助成を行っています。

- 乳児：内科診察の結果で、要精密と判定された所見に対し、助成を行います。
- 1歳6か月児・3歳児：内科・聴覚・視力・尿検査など精密と判定された診察及び検査結果に対し、助成を行います。

一般健康診査受診後に、精密検査受診票を発行することにより、判定や診断や今後の対応を明確なものにするとともに、疾病が潜んでいる場合の早期発見・早期治療につなげます。

	乳児	1歳6か月児	3歳児
H22 年度	0 枚	2 枚	11 枚
H23 年度	0 枚	6 枚	2 枚
H24 年度	0 枚	5 枚	9 枚
H25 年度	0 枚	7 枚	11 枚

⑨乳幼児等医療費助成事業 <保険課>

満 15 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの子どもが医療機関に受診し、保険適用となった自己負担を助成する制度です。平成 25 年 4 月 1 日の制度改正により、中学校修了まで年齢拡大を行いました。平成 27 年 4 月 1 日より名称を子どもはぐくみ医療費助成事業に変更しました。

	対象者数
H22 年度	760 人
H23 年度	719 人
H24 年度	705 人
H25 年度	888 人

⑩ひとり親家庭等医療費助成事業 <保険課>

母子・父子家庭の父母と児童（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者、障がい児は 20 歳未満）又は父母のいない児童を対象に医療費（入院のみ）の一部を助成しています。

	助成件数
H22 年度	4 件
H23 年度	8 件
H24 年度	10 件
H25 年度	7 件

⑪チャイルドシート貸し出し <社会福祉協議会>

6 歳児までのチャイルドシート義務化による経済的負担を軽減することを目的に、対象児を養育する家庭に対して、子どもの成長に応じたチャイルドシート及びジュニアシートを無償で貸し出しています。なお、返却時に消毒代金の実費の徴収があります。

	貸出台数	
	0 ~ 3 歳	3 ~ 6 歳
H22 年度	33 台	16 台
H23 年度	49 台	20 台
H24 年度	65 台	22 台
H25 年度	58 台	37 台

推進施策 1－6 学童期における交流機会の創出

①思春期ふれあい体験学習 <保健センター>

中学3年生を対象にすくすく子育て相談開催日に合わせて、乳児を抱っこしたり、あやしたり、母の育児体験談を聞いたりしています。中学生が、自分自身が育ってきた過程を振り返りながら、小さいながらも懸命に生きている命にふれあうことで、生きていることの喜びや生きる力を育てていこうという意識を育てるとともに、母性または、父性の育成を図っていくことを目的としています。

	実施回数	参加人数
H22 年度	4回	192人
H23 年度	1回	42人
H24 年度	4回	132人
H25 年度	3回	102人

②ジュニアボランティア <社会福祉協議会>

中学生を対象に福祉について考えてもらう機会として、ボランティアについての講義、車いす体験、高齢者擬似体験などを通じて基本的な事項と知識・技術の習得や福祉施設の見学、利用者とのレクリエーションなどの実地体験を実施していきます。

今後は他の学校や地域にも活動範囲を広げ、広く福祉教育を進めています。

	参加人数
H22 年度	44人
H23 年度	42人
H24 年度	48人
H25 年度	50人

基本目標2 子育てを支える地域づくり

推進施策2－1 子どもの体験・学習機会の創出支援

①夏休み子ども教室 <中央公民館>

夏休み子ども陶芸教室を行っています。対象者は小学校1年生～6年生児童で毎年開催しています。これからは、あらゆる分野の学習機会の提供に努めます。

	開催回数	参加人数
H22 年度	1回	20人
H23 年度	1回	20人
H24 年度	1回	20人
H25 年度	1回	20人

②キッズカルチャーすくすく <半田公民館>

毎週土曜日に地域の指導者の下で、午前中は絵画教室、午後からは和太鼓教室を行い、交流を図っています。

	絵画教室	和太鼓教室
H22 年度	637人	323人
H23 年度	484人	83人
H24 年度	717人	192人
H25 年度	689人	202人

③ラブ&ピース（ヒップホップダンス教室）<半田公民館>

毎月第1・第3金曜日に、幼・小学生を対象としたヒップホップダンス教室を行っています。

	ヒップホップダンス教室
H23 年度	164人
H24 年度	150人
H25 年度	180人

④英会話教室 <教育委員会>

半田では毎週水曜日にALTと成人向け英会話教室を実施しています。

貞光では月2回、第2・第4木曜日にALT英会話教室を実施しています。

一宇では第1・第3水曜日にALT英会話教室を実施しています。

	事業実績		
	貞光	一宇	半田
H22 年度	18回	18回	38回
H23 年度	17回	19回	35回
H24 年度	20回	17回	36回
H25 年度	19回	19回	40回

⑤昔遊び <各幼稚園>

地域のお年寄りを招いて、お手玉・コマ回し、地元の方のところにおじやませていたいだいてジャガイモ掘りなどの遊びを体験しながら、異世代間交流を図ります。

また、指導員を招きネイチャーゲーム等の自然体験活動を薦めています。

今後は、メニューの充実等を図るとともに、指導者的人材確保に努めます。

	事業実績			
	半田幼	貞光幼	古見幼	太田幼
H22 年度	1回	1回	1回	1回
H23 年度	1回	1回	0回	1回
H24 年度	1回	1回	0回	1回
H25 年度	1回	1回	1回	1回

⑥少年スポーツクラブ <教育委員会・各クラブ>

<クラブ名>

半田スポーツ少年団（野球）

半田剣道教室

貞光少年野球クラブ

Espada FC（サッカー）

貞光ミニバスケットボールクラブ

少林寺拳法

一宇剣道教室

平成24年度設立 くらぶつるぎっこ陸上教室、くらぶつるぎっこレスリング教室

継続してボランティア及び指導者の人材確保を行い、幅広い運動機会の提供に努めます。

	スポーツ少年団員数				
	貞光 少年野球	半田 少年野球	貞光 サッカー	貞光ミニ バスケット	半田剣道
H22 年度	12 人	19 人	25 人	12 人	4 人
H23 年度	12 人	15 人	27 人	15 人	18 人
H24 年度	16 人	18 人	35 人	10 人	11 人
H25 年度	15 人	19 人	27 人	11 人	10 人

	クラブ会員数			
	少林寺拳法	一宇 剣道教室	陸上教室	レスリング 教室
H22 年度	16 人	3 人		
H23 年度	15 人			
H24 年度			47 人	31 人
H25 年度			33 人	29 人

⑦図書室の充実 <教育委員会>

子ども達の学習の場、交流の場として、民家や公共施設等の空スペースの利用を検討しながら、図書の整備を進めます。また、住民の方々の意見や要望を聞き、より図書室が充実するよう努めます。

推進施策2－2 子育てを支援する人材の確保・育成

①ボランティア登録 <社会福祉協議会>

平成18年11月より結成したボランティア団体「子育て応援団つるぎっこ」を中心に、託児のボランティアを必要とする方へマッチングしています。

過疎高齢化が進む中、今後も子育て世代を支援することが重要になることから、ボランティア会員の拡大についても継続して支援していきます。

	つるぎっこ ボランティア会員数	託児の 依頼件数	派遣ボランティア 数（延べ）
H22 年度	16 人	6 件	16 人
H23 年度	16 人	6 件	0 人
H24 年度	12 人	2 件	4 人
H25 年度	11 人	4 件	6 人

「子育て応援団つるぎっこ」では、託児ボランティアのほか、月1回幼稚園入園前までの乳幼児とその保護者の交流・仲間づくりの場として、子育て応援広場を開催し、季節にあつたイベントを催している。今後も、親子の交流・仲間づくりの場として継続して応援していきます。

	開催回数	年間延べ利用者数
H22 年度	12 回	513 人
H23 年度	12 回	528 人
H24 年度	13 回	592 人
H25 年度	14 回	439 人

推進施策2－3 地域における見守り体制の確立

①子ども 110 番の家 <美馬警察署・各小中学校>

児童生徒が学校の登下校中に不審者を見たり、恐い目に遭ったりした時など、助けを求めて駆け込む場所として、「子ども 110 番の家」があります。現在、本部が指定している事業所は町内で 87 箇所あります。

今後も、児童生徒の安全を確保するため、協力家庭の拡大等を図ります。

	依頼箇所	利用数
H22 年度	87 箇所	0 回
H23 年度	87 箇所	0 回
H24 年度	87 箇所	0 回
H25 年度	87 箇所	0 回

②交通安全意識の高揚 <各幼稚園・小学校・住民>

主に小学校・中学校に通う児童生徒の母親、また近隣地域の住民により構成され、町婦人会と連携し子どもの日常の交通安全の見守りを行っています。

今後も、協力家庭の拡大に努め、交通安全意識の高揚を図ります。

	事業実績		
	貞光小	太田小	半田小
H22 年度	21 回	29 回	20 回
H23 年度	21 回	27 回	19 回
H24 年度	20 回	28 回	20 回
H25 年度	19 回	28 回	20 回

③見守りネットワークの形成 <福祉課>

つるぎ町要保護児童対策地域協議会において、地域の関係機関が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有するとともに、適切な連携の下で対応しています。

今後も、家庭や地域、関係機関等との連携を深め、地域で子ども達を見守る協力ネットワークの形成を図り、町民への意識啓発など、児童虐待防止対策を強化するための広報活動に努めます。

基本目標3 安心して子育てができる生活環境

推進施策3－1 保育サービスの充実

①病児・病後児保育（乳幼児健康支援一時預かり）事業 <福祉課>

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合があります。こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う事業です。

本町においては、病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難で、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた児童を対象として、病児保育所みーま（協力医療機関名：としま小児科）において、午前8時30分から午後6時まで保育を実施しています（美馬市との共同事業として実施）。

今後も継続して実施し、安心して子育てができる環境の整備に努めるとともに、児童の福祉の向上を図ります。

	利用者数	延べ利用者数
H22 年度	2人	6人
H23 年度	0人	0人
H24 年度	1人	1人
H25 年度	1人	4人

②ショートステイ事業 <福祉課>

保護者の疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、転勤、出張、学校行事への参加などのため、一時的に養育が困難となった児童や、経済的な理由等において緊急一時的に保護する事業です。

	利用者数	延べ利用者数
H22 年度	5人	13人
H23 年度	0人	0人
H24 年度	0人	0人
H25 年度	0人	0人

③トワイライト事業 <福祉課>

保護者が恒常的な残業や変則勤務などの事由により、帰宅が夜間や深夜となる場合など生活指導などの面で困難となった場合に、児童養護施設において生活指導・夕食の提供等を行います。

今後も継続して事業を行い、保護者のニーズに対応していきます。

	利用者数	延べ利用者数
H22 年度	10 人	400 人
H23 年度	0 人	0 人
H24 年度	0 人	0 人
H25 年度	0 人	0 人

④延長保育事業 <保育所・福祉課>

貞光保育所、半田保育所において、時間を延長して保育を行う事業です。新制度においても同様に実施していきます。

⑤一時預かり事業 <保育所・福祉課>

- 1 保護者の勤務形態等により、家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育所において預かる事が必要となる児童に対して保育を行う。
- 2 保護者の疾病、災害、家族の看護、介護、出産、冠婚葬祭等により緊急及び一時的に保育が必要となる児童に対して保育を行う。
- 3 保護者の育児疲れの解消またはその他の私的な理由により、一時的に保育が必要となる児童の保育を行う。

こうした保育需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に保育する事で安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的として取り組みます。

	利用人数	
	半田保育所	貞光保育所
H22 年度	25 人	47 人
H23 年度	287 人	207 人
H24 年度	136 人	464 人
H25 年度	291 人	421 人

⑥幼稚園型一時預かり事業 <幼稚園・教育委員会>

平成 27 年 4 月から始まる「子ども子育て支援新制度」の実施に伴い、すべての幼児が笑顔で成長していくための新しい事業が始まります。

この事業は、希望する在籍園児が、通常の幼児教育時間前後や園の休業中の教育活動を希望される場合に利用できる「一時預かり事業」です。

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う場として、子育て支援をすすめています。

⑦ファミリー・サポート・センター事業 <福祉課・社会福祉協議会>

子育ての支援を受けたい人と行いたい人が会員登録をして保育所までの送迎、保育所修了後や買い物などの外出時の一時預かり等、子育ての助け合いする事業です。今後も継続して実施し利用者や会員拡大に努めます。

	依頼会員	提供会員	両方会員	利用者数
H23 年度	11 人	10 人	7 人	297 人
H24 年度	13 人	11 人	7 人	589 人
H25 年度	13 人	10 人	8 人	744 人

⑧つるぎ町放課後児童健全育成事業 <げんきっこクラブ・教育委員会>

平成 27 年 4 月に本格スタート予定の「子ども・子育て支援新制度」で、放課後児童クラブは、小学校 1 年生から 6 年生までが対象となります。つるぎ町では、これからも、子どもたちの放課後の生活の場が充実し、安全が確保できるよう、職員や施設・整備に新たな基準を設けて質の向上に努めます。

	定員数	利用者数			
		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
半田げんきっこクラブ	60 人	54 人	36 人	39 人	28 人
貞光げんきっこクラブ	80 人	64 人	79 人	70 人	72 人
太田げんきっこクラブ	20 人	16 人	17 人	15 人	11 人

(利用者数は幼稚園児と小学校 1 年生から 3 年生までの合計数です)

⑨放課後子ども教室推進事業 <教育委員会>

放課後に小学生を対象として、地域の人々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する教室活動です。つるぎ町では放課後子ども総合プランに基づいて、平成 31 年度末までに町内全小学校で放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的に、または連携して実施できるよう努めます。

	H23 年度	H24 年度	H25 年度
古見放課後子ども教室	10 人	9 人	6 人

推進施策3－2 子どもや子育てを考えた施設づくり

①安全な公園整備 <商工観光課>

公園の遊具等の安全点検や補修整備等を行い、子ども達の安全・安心な居場所作りに努めます。

②障がい児への対応 <企画課>

障がいのある子ども連れの保護者が安全に歩行できる歩道等施設の整備に努めます。

③子育てに配慮したトイレ整備 <企画課>

授乳室の整備、段差の解消、エレベーター、スロープ、親子トイレ等の設置など子ども連れの利用に配慮した公共施設等の整備に努めます。

④子育てにやさしい公共施設づくり <企画課>

子どもの安全な遊び場を確保する視点に立ち、ビオトープなどの水辺の公園等の整備を進めます。

⑤登下校時の安全確保のための道路整備 <建設課>

通学路の安全性を見直し、児童の安全で快適な歩行空間の確保に努めます。

推進施策3－3 小児科医療体制の充実

①乳幼児・学童予防接種 <保健センター>

予防接種法に基づき、乳幼児や学童を対象に、個別接種にて、ヒブ・肺炎球菌・B C G・ポリオ・三種混合（平成25年度まで）・四種混合・水痘・麻しん風しん混合・日本脳炎の各予防接種を行います。

予防接種の接種状況を健診等で把握し、接種率の向上に努めるとともに、適切な時期に受けられるよう、今後も予防接種スケジュールの周知と個別通知を実施します。

	接種率（1歳6か月健診時）			
	三種混合	ポリオ	B C G	麻しん・風しん 混合
H22 年度	95.7%	97.8%	97.8%	93.5%
H23 年度	100.0%	86.0%	96.0%	100.0%
H24 年度	100.0%	56.1%	94.7%	87.7%
H25 年度	98.2%	94.6%	96.4%	98.2%

推進施策3－4 障がい児支援の充実

①障がい児通所サービスによる療育 <福祉課>

障がいのある児童（療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含む。）に障がい児通所サービスを支給し社会的自立を目標とした支援を提供します。

就学前の児童には児童発達支援で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を実施します。

また、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練、又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児には医療型児童発達支援を支給します。

就学している児童には放課後等デイサービスを支給し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の推進等の支援を実施します。

障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援が必要な場合には保育所等訪問支援を支給します。

	支給決定児童数		
	児童発達支援	放課後等デイサービス	合 計
H24 年度	1 人	2 人	3 人
H25 年度	4 人	1 人	5 人

②障がい児入所サービスへの連携 <福祉課>

入所が必要な障がい児については、県等と連携し適正に入所サービスにつなぎます。

③育成医療の支給 <福祉課>

治療を受けなければ将来に障がいを残すと認められる児童に対し、自立支援医療（育成医療）費を支給し、その治療に必要な医療を提供します。

	障がい名	支給人数
H25 年度	心臓機能障害	1 人
	視覚障害（斜視）	1 人
	音声言語そしゃく機能障害（口蓋裂）	2 人
	音声言語そしゃく機能障害（口唇裂）	1 人
	合 計	5 人